

令和3年度版

鳥取県監査委員のあゆみ



令和3年4月

鳥取県監査委員事務局

目 次

| | | |
|----|-------------------------|-----|
| 1 | 鳥取県監査委員のあゆみ | 1 頁 |
| 2 | 年度別監査実績 | 5 |
| 3 | 年度別定期監査実績（監査意見含む） | 6 |
| 4 | 年度別財政的援助団体等監査実績（監査意見含む） | 10 |
| 5 | 年度別行政監査実績 | 13 |
| 6 | 年度別住民監査請求監査実績 | 16 |
| 7 | 年度別職員の賠償責任請求監査実績 | 18 |
| 8 | 年度別決算審査等実績（監査意見含む） | 19 |
| 9 | 年度別業務適性化評価報告書審査実績 | 24 |
| 10 | 年度別健全化判断比率等審査実績 | 25 |
| 11 | 年度別例月現金出納検査実績 | 27 |
| 12 | 鳥取県包括外部監査実績 | 28 |
| 13 | 年度別監査委員活動実績 | 32 |
| 14 | 年度別定数・組織経緯表 | 33 |
| 15 | 監査委員・監査委員事務局年度別職員配置表 | 34 |
| 16 | 監査の種別と根拠法令 | 35 |
| 17 | 各種監査の説明 | 36 |
| 18 | 令和3年度監査等執行計画 | 38 |
| 19 | 鳥取県監査委員のミッション | 46 |

鳥取県監査委員のあゆみ

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局
(敬称略)

| 年度 (監査委員名) | 内 容 | 国・県の 動 向 |
|---|--|-------------------------|
| <p>2 桐林正彦 山根朋洋 奈良井恵 広谷直樹</p> | <p>1 職員数の減(14名→13名)</p> <p>2 業務適正化評価報告書審査意見の提出 本県においては地方自治法の一部改正(H29.6改正、R2.4施行)を先取りし、令和元年度から業務適正化(内部統制)を導入されたことを踏まえて、他都道府県に先立ち、業務適正化評価報告書を作成、公表した。</p> <p>3 「住民監査請求」(令和2年6月4日受付) ・結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認めた。 (7月31日通知)</p> | |
| <p>元 小林敬典 湯口夏史 山根朋洋 広谷直樹</p> | <p>1 監査委員の減 平成31年2月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が4名となった。(H31.4.29施行:1名減(議選委員の1名減))</p> <p>2 業務適正化(内部統制)体制の導入を踏まえた定期監査の見直し 執行部において事務の網羅的なチェックを行うこととなったことを踏まえて、令和元年度決算に係る定期監査から実地監査数及び監査資料(旧称:監査調書)の見直しを行った。</p> <p>3 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(40団体→30団体)</p> <p>4 「職員の損害賠償責任監査」(交通事故に係る損害賠償責任監査請求令和元年11月8日受理)の監査結果を通知(令和2年2月18日)</p> | <p>業務適正化(内部統制)体制の導入</p> |
| <p>30 小林敬典 湯口夏史 山根朋洋 内田博長 坂野経三郎</p> | <p>1 職員数の減(15名→14名)</p> <p>2 「住民監査請求」(個人1名(平成30年10月12日及び15日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (11月8日通知)</p> <p>3 「職員の損害賠償責任監査」(交通事故に係る損害賠償責任監査請求2件:平成30年1月30日受理)の監査結果を通知(平成30年4月10日及び5月25日)</p> | |

| 年度 (監査委員名) | 内 容 | 国・県の 動向 |
|--|--|--|
| <p>29 〔小林敬典〕 〔湯口夏史〕 〔山根朋洋〕 〔内田博長〕</p> | <p>1 地方自治法の一部改正による監査専門委員の選任等に係る検討 監査専門委員を選任することができることとされたため、監査委員協議会においてその必要性等を協議し、第7回監査委員協議会(平成29年9月27日)で直ちに選任する必要はない旨合意した。</p> <p>2 県議会決算審査特別委員会委員長報告における監査委員の決算審査意見への言及 (内容) 特別委員会での審査の過程で、監査意見に対して疑問を呈する意見があったことを言及された。 〔該当箇所〕 ・歳入歳出決算審査意見書の第3セクターへの貸付方法 ・公営企業会計決算審査意見書(企業局)のPFI関係に係る組織のあり方</p> | <p>地方自治法の一部を改正する法律公布 (H29.6.9)</p> |
| <p>28 〔小林敬典〕 〔湯口夏史〕 〔山根朋洋〕 〔上村忠史〕 〔森 雅幹〕</p> | <p>1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(50団体→40団体)</p> <p>2 「住民監査請求」(個人9名(平成28年4月27日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。(5月26日通知)</p> <p>3 「職員の損害賠償責任監査」(現金(資金前渡金)の亡失に係る損害賠償責任監査請求:平成28年7月12日受理)の監査結果を通知(平成28年9月30日)</p> | |
| <p>27 〔岡本康宏〕 〔湯口夏史〕 〔山根朋洋〕 〔上村忠史〕 〔森 雅幹〕</p> | <p>1 定期監査の实地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、本庁機関について、实地監査機関数を絞り込んで個々の機関の監査の充実を図ることとした。</p> <p>2 「住民監査請求」(個人9名「産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について」(平成27年4月22日受理)) ・監査結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認めた。(6月10日通知)</p> <p>3 鳥取県日野地区連携・共同協議会の決算について、同協議会規約の規定に基づき審査を行った。(平成27年8月19日)</p> | |

| 年 度 (監査委員名) | 内 容 | 国・県の 動向 |
|---|---|------------|
| 26 岡本康宏 伊木隆司 湯口夏史 浜田妙子 安田優子 | 1 住民監査請求 (1) 「住民監査請求」(個人4名(平成26年5月29日受付)) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (6月18日通知) (2) 「住民監査請求」(個人1名(平成26年8月16日受付)) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (9月10日通知) 2 江原道監査分野視察研修団との意見交換の実施 ・日 時：平成26年12月10日 ・場 所：県立図書館 ・出席者：〔江原道視察研修団〕17名 〔鳥取県〕岡本代表監査委員ほか事務局8名 | |
| 25 岡本康宏 伊木隆司 湯口夏史 浜田妙子 安田優子 | 1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 監査リスクの低減を図るため、団体の運営状況を踏まえて、リスクが想定される補助金等交付団体を重点的に選定するとともに、監査実施団体数を増加した。(40団体→50団体) 2 「住民監査請求」(個人4名「平成23年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の用途について」(平成25年6月28日受理)) ・監査結果：議長・知事への勧告(8月19日) 3 「職員の損害賠償責任監査」(物品(公用車)の損傷に係る損害賠償責任監査請求：平成26年1月23日受理)の監査結果を通知(平成26年3月31日) | |
| 24 岡本康宏 伊木隆司 湯口夏史 興治英夫 前田八壽彦 | 1 監査委員の減 平成24年2月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が5名となった。(H24.4.1施行：1名減(識見委員の1名減)) 2 定期監査の実地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、不適正な事務処理の処理状況を踏まえ、実施機関の重点化を行うこととした。 3 住民監査請求 (1) 「住民監査請求」(個人1名(平成24年5月11日受付)) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (5月24日通知) (2) 「住民監査請求」(個人1名「鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会に係る支出について」(平成24年8月2日受理)) ・監査結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認めた。 (9月7日通知) (3) 「住民監査請求」(個人1名(平成24年9月21日受付)) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (10月4日通知) (4) 「住民監査請求」(個人1名(平成24年10月5日受付)) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (10月24日通知) | |

| 年 度 (監査委員名) | 内 容 | 国・県の 動向 |
|---|--|------------|
| <p>23</p> <p>山本光範 米田由起枝 伊木隆司 山根眞知子 興治英夫 前田八壽彦</p> | <p>1 職員2名減(17名→15名)</p> <p>2 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 監査実施団体数の減(50団体→40団体)</p> <p>3 「住民監査請求」(個人3名「平成21年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の用途について」(平成23年5月2日受理)) ・監査結果：議長・知事への勧告(6月22日)</p> <p>4 外部委託による工事監査の廃止 平成13年度から外部委託により実施していた工事監査について、 執行部における各種規程の整備や検査体制の充実等が図られたこと から、平成23年度で外部委託による工事監査を廃止した。</p> | |

年度別監査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日

鳥取県監査委員事務局

| 監査種別 | 実施年度 | 2 | 元 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 摘 | 要 | 制度の 創設年度 |
|--------------|------|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|---------------|---|-------------|
| 定期監査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 昭和21 |
| 工事監査 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | ○ | 本県は平成13年度から開始 | | |
| 財政的援助団体等監査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 昭和25 |
| 随時監査(臨時監査) | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 昭和23 |
| 行政監査 | | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 本県は平成13年度から開始 | | 平成3 |
| 共同設置機関の監査 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 昭和27 |
| 直接請求による監査 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 昭和23 |
| 議会の請求による監査 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 昭和23 |
| 知事の要求による監査 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 昭和23 |
| 住民の請求による監査 | | - | - | - | - | - | ○ | - | ○ | ○ | ○ | | | 昭和23 |
| 職員の賠償責任に係る監査 | | - | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - | ○ | - | - | | | 昭和25 |
| 例月現金出納検査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 昭和21 |
| 指定金融機関等監査 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 昭和38 |
| 決算審査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 昭和21 |
| 基金運用状況審査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 昭和21 |
| 健全化判断比率等の審査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 平成20 |
| 包括外部監査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 本県は平成11年度から開始 | | 平成9 |

注 1 「○」は実績があるものを、「-」は実績がないものを表す。

2 実績年度は、監査結果の公表を行った年度とする。

3 工事監査は定期監査の一環で行っているものである。

※参考

【監査委員制度の沿革】

昭和21年10月 第一次地方制度の改革時に創設

昭和21年11月 鳥取県条例第20号鳥取県監査委員条例施行(日本国憲法公布)

昭和22年 4月 地方自治法施行(昭22.4.17)により、現行制度の確立

昭和23年 6月 鳥取県監査委員条例(第40号)施行(昭和21年10月条例を廃止)

平成18年 6月 地方自治法一部改正公布(監査委員定数の自由化)

平成18年12月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の増(4名→6名))(平成19年4月施行)

平成24年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(6名→5名))(平成24年4月施行)

平成29年 6月 地方自治法一部改正公布(議選監査委員の選任の義務付けの緩和等)

平成30年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(5名→4名))(平成30年4月施行)

年度別定期監査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 区 分 | | | 実 施 年 度 (対 象 年 度) | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------------|------------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|-----|
| | | | 2 (元) | 元 (30) | 30 (29) | 29 (28) | 28 (27) | 27 (26) | 26 (25) | 25 (24) | 24 (23) | 23 (22) | |
| 対象 機関 | 本庁外機関 | 箇所数 | 103 | 121 | 105 | 103 | 105 | 106 | 101 | 105 | 103 | 102 | |
| | 本庁機関 | 箇所数 | 115 | 99 | 111 | 106 | 104 | 101 | 109 | 105 | 105 | 106 | |
| | 計 | 箇所数 | 218 | 220 | 216 | 209 | 209 | 207 | 210 | 210 | 208 | 208 | |
| 実施 機関 | 本庁外機関 | 箇所数 | 27 | 50 | 60 | 59 | 65 | 57 | 62 | 63 | 63 | 81 | |
| | | 実地 | | | | | | | | | | | |
| | 本庁機関 | 箇所数 | 76 | 71 | 45 | 44 | 40 | 49 | 39 | 42 | 40 | 21 | |
| | | 書面 | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 箇所数 | 実地 | 77 | 106 | 131 | 142 | 142 | 137 | 165 | 158 | 161 | 187 |
| | | | 書面 | | | | | | | | | | |
| | | 実地監査率 (%) | 35.3 | 48.2 | 60.6 | 67.9 | 67.9 | 66.2 | 78.6 | 75.2 | 77.4 | 89.9 | |
| 計 | | 141 | 114 | 85 | 67 | 67 | 70 | 45 | 52 | 47 | 21 | | |
| 監 査 日 程 | 事務監査 | 本庁外機関 | 2.12 ～ 7.21 | 2.12 ～ 6.26 | 1.26 ～ 7.6 | 1.30 ～ 6.2 | 1.28 ～ 6.6 | 2.6 ～ 6.25 | 2.12 ～ 6.9 | 1.28 ～ 6.11 | 2.14 ～ 6.15 | 2.4 ～ 6.1 | |
| | | 本庁機関 | 3.6 ～ 7.16 | 3.5 ～ 7.19 | 3.5 ～ 7.26 | 3.2 ～ 8.2 | 3.2 ～ 8.2 | 2.4 ～ 7.29 | 1.27 ～ 8.8 | 2.19 ～ 8.9 | 2.27 ～ 8.17 | 3.2 ～ 8.18 | |
| | 本監査 | 本庁外機関 | 5.13 ～ 8.26 | 3.18 ～ 9.6 | 2.19 ～ 8.31 | 3.16 ～ 8.2 | 3.11 ～ 7.28 | 3.12 ～ 8.5 | 4.15 ～ 7.24 | 3.1 ～ 7.29 | 4.24 ～ 7.26 | 3.17 ～ 7.22 | |
| | | 本庁機関 | 5.13 ～ 9.3 | 4.16 ～ 9.9 | 4.11 ～ 9.5 | 4.12 ～ 9.5 | 4.13 ～ 9.6 | 3.4 ～ 9.3 | 3.3 ～ 9.1 | 4.11 ～ 9.1 | 4.17 ～ 9.12 | 4.13 ～ 9.7 | |
| | 処 置 件 数 | 勸告 | 件 | 0 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 指摘 | 件 | 42 | 34 | 72 | 41 | 16 | 25 | 47 | 54 | 36 | 15 |
| | | 注意 | 件 | 316 | 408 | 529 | 755 | 653 | 392 | 526 | 474 | 421 | 543 |
| | | 計 | 件 | 358 | 442 | 601 | 796 | 669 | 417 | 573 | 528 | 457 | 558 |
| 監査意見 | 件 | 8 | 8 | 9 | 10 | 11 | 7 | 8 | 14 | 14 | 12 | | |
| 知事手渡日 | | | 2.11.26 | 1.11.25 | 30.11.14 | 29.11.14 | 28.11.22 | 27.11.16 | 26.11.25 | 25.11.25 | 24.11.19 | 23.11.14 | |
| 記者発表日 | | | 2.11.26 | 1.11.25 | 30.11.14 | 29.11.14 | 28.11.22 | 27.11.16 | 26.11.25 | 25.11.25 | 24.11.19 | 23.11.14 | |
| 措置状況報告日 | | | | 2.11.9 | 1.7.22 2.11.9 | 1.7.22 | 30.4.16 | 29.2.15 | 28.8.16 | 28.1.14 | 26.12.26 | 25.7.29 23.11.21 (議会分) | |

注1 総合事務所の各局についてそれぞれ1箇所としている。

2 平成27年度実施の処置件数の注意及び計は、知事提出後の取消1件を減じた件数である。

年度別定期監査実績(意見)

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日

鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 (対象年度) | 監査意見 | 所管部局 | 所管課 |
|----------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 2 (元) | 1 認知症の予防と早期治療の取組充実について | 福祉保健部 | 長寿社会課 |
| | 2 電子カルテ相互参照システム(おしどりネット)の参加医療機関等の拡大について | 福祉保健部 | 医療政策課 |
| | 3 山陰海岸ジオパークにおける中核拠点施設としての機能について | 生活環境部 | 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 |
| | 4 6次産業化支援取組事業の振り返りと今後の事業展開への活用について | 農林水産部 | 食のみやこ推進課 |
| | 5 公有財産「鳥取砂丘オアシス広場(行政財産)」の利活用の促進について | 県土整備部、生活環境部 | 道路企画課、緑豊かな自然課 |
| | 6 会計研修や指導のあり方について | 会計管理局、総務部 | 会計指導課、政策法務課、職員人材開発センター |
| | 7 契約事務手続について | 会計管理局 | 会計指導課 |
| | 8 犯罪被害者等支援の充実について | 警察本部、生活環境部 | 広報県民課、くらしの安心推進課 |
| 元 (30) | 1 ウェブページの更新の徹底について | 令和新時代創造本部 | 広報課 |
| | 2 看護職員の育成・確保について | 福祉保健部 | 医療政策課 |
| | 3 鳥取県立ハローワークの理解・促進について | 商工労働部 | 鳥取県立鳥取ハローワーク |
| | 4 建設業の担い手育成・確保について | 県土整備部 | 県土総務課 |
| | 5 ふるさと教育について | 教育委員会、生活環境部、農林水産部 | 小中学校課、高等学校課、衛生環境研究所、試験場統括本部、農業大学校 |
| | 6 登下校時における安全の確保について | 教育委員会 | 体育保健課 |
| | 7 部活動指導員の活用について | 教育委員会 | 体育保健課 |
| | 8 県外生徒の受入れの推進について | 教育委員会 | 高等学校課 |
| 30 (29) | 1 大雨による危機の予測と対応の周知について | 危機管理局 | 危機管理政策課 |
| | 2 補助金交付要綱について | 総務部 | 財政課 |
| | 3 職員研修の充実強化について | 総務部、会計管理局 | 職員人材開発センター、会計指導課 |
| | 4 がん罹患対策の推進について | 福祉保健部 | 健康政策課 |
| | 5 電子カルテ相互システム(おしどりネット)の参加医療機関の拡大について | 福祉保健部 | 医療政策課 |
| | 6 経営革新総合支援事業の実施状況の公開について | 商工労働部 | 企業支援課 |
| | 7 大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水事業による受益者(水利用者)の拡大について | 農林水産部 | 農地・水保全課 |
| | 8 土木使用料収入等の調定遅延について | 県土整備部、中部総合事務所、西部総合事務所 | 県土総務課、鳥取県土整備事務所、県土整備局 |
| | 9 少人数学級及びエキスパート教員について | 教育委員会 | 教育人材開発課、小中学校課 |

| 実施年度 (対象年度) | 監 査 意 見 | 所管部局 | 所 管 課 |
|----------------|---------------------------------|-------------------|---|
| 29 (28) | 1 内部統制に向けた検討について | 総務部、会計管理者 | 人事企画課、業務効率推進課、財源確保推進課、会計局、庶務集中局 |
| | 2 補助事業等の適切な執行について | 総務部 | 財政課 |
| | 3 補助事業等の要綱等の確認について | 総務部、商工労働部 | 財政課、労働政策課 |
| | 4 県税に関する滞納整理の取扱いについて | 総務部 | 税務課、県税事務所 |
| | 5 看護職員等配置機関の職員体制の確保について | 総務部、福祉保健部 | 人事企画課、業務効率推進課、子ども発達支援課、医療政策課 |
| | 6 獣医師の確保について | 生活環境部、農林水産部 | 環境立県推進課、畜産課 |
| | 7 山陰海岸ジオパークの観光客誘致に係る連携について | 生活環境部 | 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 |
| | 8 中小商工業者へのBCP普及のための取組みについて | 商工労働部 | 商工政策課 |
| | 9 新規就農者の定着について | 農林水産部 | 経営支援課 |
| | 10 県外や県内遠隔地から入学する生徒に対する環境整備について | 教育委員会 | 高等学校課 |
| 28 (27) | 1 消防学校の機能を活用した防災リーダー等の養成について | 危機管理局 | 消防防災課、消防学校 |
| | 2 公文書館及び図書館の連携について | 総務部、教育委員会 | 公文書館、図書館 |
| | 3 ジュニアの競技力向上について | 地域振興部 | スポーツ課 |
| | 4 発達障がい児等に対する診療体制について | 福祉保健部 | 子ども発達支援課 |
| | 5 県立の学校及び児童福祉施設のトイレの洋式化について | 福祉保健部、教育委員会 | 青少年・家庭課、子ども発達支援課、教育環境課 |
| | 6 砂丘事務所の職員体制について | 生活環境部 | 砂丘事務所 |
| | 7 試験研究機関の試験研究内容の積極的な公開について | 生活環境部、農林水産部 | 衛生環境研究所、試験場統括本部(とっとり農業戦略課、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場、栽培漁業センター) |
| | 8 正規雇用創出奨励金に係る返還未収金の発生防止について | 商工労働部 | 立地戦略課 |
| | 9 会計事務の審査・指導体制の強化について | 会計管理者 | 会計局 |
| | 10 知事部局への教職員派遣とその成果の活用等について | 教育委員会 | 教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課 |
| | 11 出土品の収納保管スペースについて | 教育委員会 | 埋蔵文化財センター |
| 27 (26) | 1 県内出身大学生のUターン促進について | 元気づくり総本部、商工労働部 | とっとり暮らし支援課、就業支援課 |
| | 2 国際交流について | 観光交流局 | 交流推進課 |
| | 3 がん対策の推進について | 福祉保健部 | 健康政策課 |
| | 4 バイシクルタウン構想について | 生活環境部 | 環境立県推進課 |
| | 5 物品の適正な管理について | 会計管理者 | 庶務集中局 |
| | 6 教職員の多忙感解消の取組みについて | 教育委員会 | 教育総務課 |
| | 7 交通死亡事故対策について | 警察本部 | 警察本部 |
| 26 (25) | 1 男女共同参画センターの啓発事業について | 地域振興部 | 男女共同参画推進課 |
| | 2 アーティストリゾート推進事業について | 文化観光局 | 文化政策課 |
| | 3 生活困窮者自立支援事業について | 福祉保健部 | 福祉保健課 |
| | 4 児童相談所の業務体制等について | 福祉保健部 | 青少年・家庭課 |
| | 5 鳥取港の利活用促進について | 文化観光局、商工労働部、県土整備部 | 観光政策課、経済産業総室、空港港湾課 |
| | 6 教職員の多忙感解消について | 教育委員会 | 教育総務課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課 |
| | 7 鳥取養護学校の施設狭隘化解消について | 教育委員会 | 特別支援教育課 |
| | 8 物品管理に係る適正な事務取扱について | 会計管理者 | 庶務集中局 |

| 実施年度 (対象年度) | 監 査 意 見 | 所管部局 | 所 管 課 |
|----------------|---|-------------|----------------------------------|
| 25 (24) | 1 税外未収金回収への対応について | 総務部 | 財源確保推進課 |
| | 2 中山間地域振興に係る支援制度の対象について | 総務部、企画部 | 財政課、とっとり暮らし支援課 |
| | 3 選挙における投票の機会の確保について | 企画部 | 自治振興課 |
| | 4 鳥取県の文化財の活用について | 文化観光局、教育委員会 | 文化政策課、文化財課 |
| | 5 鳥取療育園の整備充実について | 福祉保健部 | 子ども発達支援課 |
| | 6 がん対策について | 福祉保健部 | 健康政策課 |
| | 7 看護職員等修学資金貸付事業の適正な執行について | 福祉保健部 | 医療政策課 |
| | 8 総合療育センターと県立病院との連携について | 福祉保健部、病院局 | 子ども発達支援課、病院局 |
| | 9 中海の環境改善対策について | 生活環境部 | 水・大気環境課 |
| | 10 とっとり食の安全認定制度の普及促進について | 生活環境部 | くらしの安心推進課 |
| | 11 財務会計事務の適正な執行の確保について | 会計管理者 | 会計指導課、集中業務課 |
| | 12 小中学校教職員の心の病への効果的な取組みについて | 教育委員会 | 教育総務課、小中学校課 |
| | 13 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供について | 教育委員会 | 特別支援教育課、高等学校課 |
| | 14 博物館のあり方について | 教育委員会 | 博物館 |
| 24 (23) | 1 災害情報の収集、共有化と提供体制について | 危機管理局 | 危機対策・情報課 |
| | 2 未利用財産の有効活用について 未利用財産の利活用方策等の検討について 未利用財産の把握について 未利用財産の売却について 公有財産管理事務に関する支援体制について | 総務部 | 財源確保推進課 |
| | 3 鳥取情報ハイウェイの有効活用について | 企画部 | 情報政策課 |
| | 4 文化芸術情報の県民への提供について | 文化観光局 | 文化政策課 |
| | 5 不妊に関する知識の啓発について | 福祉保健部 | 子育て応援課 |
| | 6 小規模団地等の市町村への移管について | 生活環境部 | 住宅政策課 |
| | 7 求職者に対する就職支援体制の強化について | 商工労働部 | 雇用人材総室 |
| | 8 鳥取和牛の振興について | 農林水産部 | 畜産課 |
| | 9 財務会計事務の適正化について 財務会計事務の周知徹底について 事務処理の確認体制の強化について | 会計管理者 | 会計指導課 |
| | 10 いじめ問題への取組について | 教育委員会 | 教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、教育センター、高等学校課 |
| | 11 心の病気を抱える小中学校教職員への対応について | 教育委員会 | 教育総務課 |
| | 12 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供や支援体制について | 教育委員会 | 特別支援教育課、高等学校課 |
| | 13 昼間定時制高等学校の見直しについて | 教育委員会 | 高等学校課 |
| | 14 博物館所蔵品の所蔵場所の確保について | 教育委員会 | 博物館 |
| 23 (22) | 1 補助事業の実施に係る事務手続の周知について | 総務部 | 財政課 |
| | 2 非常勤職員の配置について | 総務部 | 人事企画課、業務効率推進課 |
| | 3 総合事務所福祉保健局のあり方について | 福祉保健部 | 福祉保健課 |
| | 4 ひとり親家庭等就業向上支援事業の成果継続について | 福祉保健部 | 子育て支援総室(青少年・家庭課) |
| | 5 発達障がい児の早期発見及び早期療育について | 福祉保健部 | 子ども発達支援課 |
| | 6 看護教員の養成確保対策について | 福祉保健部 | 医療政策課 |
| | 7 医療費適正化のための後発医薬品の使用促進について | 福祉保健部 | 医療指導課 |
| | 8 会計事務の改善について | 会計管理者 | 会計指導課 |
| | 9 保守管理委託契約に係る予定価格の設定について | 会計管理者 | 会計指導課 |
| | 10 心の病気を抱える教職員への対応について | 教育委員会 | 福利室(教育総務課) |
| | 11 特別支援教育の充実等について | 教育委員会 | 特別支援教育課、高等学校課 |
| | 12 養護学校の実習生産品に係る事務処理について | 教育委員会 | 教育環境課 |

年度別財政的援助団体等監査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和 3 年 4 月 1 日
鳥取県監査委員事務局

| 区 分 | | | 実 施 年 度 (対 象 年 度) | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|--------------|--------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | 2 (元) | 元 (30) | 30 (29) | 29 (28) | 28 (27) | 27 (26) | 26 (25) | 25 (24) | 24 (23) | 23 (22) |
| 対象団体 | 出 資 団 体 | 箇所数 | 33 | 33 | 33 | 33 | 34 | 36 | 36 | 35 | 35 | 36 |
| | 指 定 管 理 者 | 箇所数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 10 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 補助金等交付団体 | 箇所数 | 202 | 213 | 230 | 258 | 202 | 382 | 376 | 364 | 116 | 90 |
| | 計 | 箇所数 | 247 | 258 | 275 | 303 | 246 | 426 | 422 | 409 | 161 | 136 |
| 実施団体 | 出 資 団 体 | 箇所数 | 10 | 12 | 16 | 8 | 14 | 14 | 12 | 12 | 16 | 20 |
| | 指 定 管 理 者 | 箇所数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 2 | 6 | 3 |
| | 補助金等交付団体 | 箇所数 | 16 | 14 | 20 | 27 | 24 | 32 | 34 | 36 | 18 | 17 |
| | 計 | 箇所数 | 30 | 30 | 40 | 39 | 41 | 50 | 50 | 50 | 40 | 40 |
| 監査日程 | 事 務 監 査 | | R2.6.12 ～ R2.10.13 | R1.8.2 ～ R1.10.17 | H30.6.20 ～ H30.10.17 | H29.3.7 ～ H29.11.14 | H28.3.7 ～ H28.12.5 | H27.2.4 ～ H27.10.29 | H26.1.27 ～ H26.11.4 | H25.1.28 ～ H25.10.29 | H24.10.3 ～ H24.12.12 | H23.10.5 ～ H23.11.15 |
| | | | 本 監 査 | | R2.8.20 ～ R2.11.13 | R1.9.20 ～ R1.11.18 | H30.8.1 ～ H30.11.13 | H29.3.21 ～ H29.11.27 | H28.3.29 ～ H28.12.9 | H27.3.4 ～ H28.1.7 | H26.3.3 ～ H26.11.21 | H25.3.8 ～ H25.11.21 |
| 処置件数 | 指 摘 | 件 | | | 10 | 4 | 10 | 6 | 5 | 3 | 2 | 2 |
| | 注 意 | 件 | 71 | 92 | 84 | 63 | 70 | 62 | 59 | 40 | 56 | 26 |
| | 計 | 件 | 81 | 96 | 94 | 69 | 75 | 65 | 61 | 42 | 59 | 26 |
| 監 査 意 見 | | 件 | 9 | 4 | 5 | 4 | 3 | 2 | 2 | 4 | 5 | 4 |
| 知 事 手 渡 日 | | ※ R3.1.22 | R2.1.16 | H31.1.22 | H30.2.5 | H29.2.6 | H28.2.3 | H27.2.2 | H26.2.7 | H25.2.6 | H24.2.10 | |
| 記 者 発 表 日 | | R3.1.22 | R2.1.16 | H31.1.22 | H30.2.5 | H29.2.6 | H28.2.3 | H27.2.2 | H26.2.7 | H25.2.6 | H24.2.10 | |
| 措 置 状 況 報 告 日 | | | R2.11.9 | R2.4.17 R2.11.9 | H30.12.28 | H30.4.12 | H28.4.22 | H28.4.22 | H27.11.28 | H26.11.28 | H25.6.7 | |

※令和2年度実施分の知事手渡しは、新型コロナウイルスの影響で書面送付のみ。

年度別財政的援助団体等監査実績(意見)

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 (対象年度) | 監査意見 | 所管部局 | 所管課 |
|----------------|--|----------------------------------|---|
| 2 (元) | 1 コンベンション誘致のための情報収集について | 交流人口拡大本部 | 観光戦略課 |
| | 2 一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の広報について | 交流人口拡大本部 | 観光戦略課 |
| | 3 わらべ館の利用促進に向けた対応について | 地域づくり推進部 | 文化政策課 |
| | 4 鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について | 地域づくり推進部 生活環境部 | スポーツ課 緑豊かな自然課 |
| | 5 放牧預託の需要増に対する対応について | 農林水産部 | 畜産課 |
| | 6 林業労働者の確保及び担い手育成について | 農林水産部 | 林政企画課 |
| | 7 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知について | 農林水産部 | 林政企画課 |
| | 8 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実施している事業やイベントの成果の把握及び県民への成果・効果の周知について | 農林水産部 | 水産課 |
| | 9 大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進に向けた対応について | 教育委員会 | 社会教育課 |
| 元 (30) | 1 一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の広報及び施設の運営について | 総務部 交流人口拡大本部 子育て・人財局 生活環境部 農林水産部 | 財政課 観光戦略課 子育て王国課 緑豊かな自然課 生産振興課 |
| | 2 鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について | 子育て・人財局 | 子育て王国課 |
| | 3 移住定住促進事業の取組の拡充について | 交流人口拡大本部 商工労働部 | ふるさと人口政策課 雇用政策課 鳥取県立鳥取ハローワーク |
| | 4 大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について | 西部総合事務所 | 地域振興局、生活環境局 |
| 30 (29) | 1 (1)指定管理に係る事業報告書について | 総務部 地域振興部 生活環境部 | 資産活用推進課 文化政策課 スポーツ課 緑豊かな自然課 |
| | (2)指名による委託料余剰金について | 総務部 地域振興部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 | 財政課 資産活用推進課 文化政策課 スポーツ課 福祉保健課 緑豊かな自然課 産業振興課 |
| | 2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について | 福祉保健部 | 福祉保健課 |
| | 3 福祉人材研修センターの修繕費用の負担について | 福祉保健部 総務部 | 福祉保健課 財政課 営繕課 資産活用推進課 |
| | 4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について | 教育委員会 | 高等学校課 教育人材開発課 |
| 29 (28) | 1 指定管理に係る委託業務の適正な履行の確保について | 地域振興部 | スポーツ課 |
| | 2 補助事業の完了検査の適正な実施について | 商工労働部 総務部 | 販路拡大・輸出促進課 財政課 |
| | 3 出資団体の適切な資金運用の確保について | 農林水産部 | 畜産課 |
| | 4 指定管理に係る委託業務の検証の実施について | 教育委員会 | 社会教育課 |

| 実施年度 (対象年度) | 監 査 意 見 | 所管部局 | 所 管 課 |
|----------------|---|--|--|
| 28 (27) | 1 (1)補助金等交付要綱の適切な作成について | 総務部 地域振興部 商工労働部 農林水産部 | 財政課 人権・同和対策課 交通政策課 スポーツ課 立地戦略課 通商物流課 畜産課 |
| | (2)補助金等事務の適切な執行について | 総務部 地域振興部 観光交流局 生活環境部 | 財政課 スポーツ課 まんが王国官房 環境立県推進課 |
| | 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の管理について | 総務部 生活環境部 | 業務効率推進課 緑豊かな自然課 |
| 27 (26) | 1 補助金に係る財務事務の透明性等の確保について | 観光交流局 | まんが王国官房 |
| | 2 一般財団法人鳥取県観光事業団が管理する各施設の整備方針について | 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 農林水産部 | 観光戦略課 子育て応援課 緑豊かな自然課 生産振興課 |
| 26 (25) | 1 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務事務処理機能の強化について | 生活環境部 | 水・大気環境課 |
| | 2 一般社団法人大山観光局の指定管理に係る適正な事務の執行について | 西部総合事務所 | 地域振興局 生活環境局 |
| 25 (24) | 1 契約事務の執行について | 企画部(地域振興部) 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 中部総合事務所 教育委員会 警察本部 共通 | 教育・学術振興課 文化政策課 国際観光推進課 観光政策課 まんが王国官房 子育て応援課 健康政策課 公園自然課(緑豊かな自然課) 砂丘事務所 暮らしの安心推進課 雇用人材総室 市場開拓課 生産振興課 水産課 中部総合事務所 県民局(地域振興局) 人権教育課 警察県民課 |
| | 2 県内在住外国出身者の支援について | 文化観光局 | 交流推進課 |
| | 3 一般財団法人鳥取県観光事業団が管理運営する指定管理施設の集客促進について | 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 農林水産部 共通 | 観光政策課 文化政策課 子育て応援課 公園自然課(緑豊かな自然課) 生産振興課 |
| | 4 臓器移植の推進について | 福祉保健部 | 医療政策課 |
| 24 (23) | 1 智頭急行株式会社の安定的運用のための将来的な経営見通しの明確化について | 企画部 | 交通政策課 |
| | 2 生活福祉資金貸付制度の運用の明確化について | 福祉保健部 | 福祉保健課 |
| | 3 崎津住宅団地の資産の会計処理について | 生活環境部 | 住宅政策課 |
| | 4 (1)鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの熱源の検討について (2)鳥取県営ライフル射撃場の管理運営等のあり方について | 教育委員会 | スポーツ健康教育課 |
| 23 (22) | 1 県の出資する団体の運営財源について | 総務部 農林水産部 警察本部 共通 | 財政課 水産課 組織犯罪対策課 |
| | 2 私立高等学校の競技スポーツの振興について | 企画部 教育委員会 共通 | 教育・学術振興課 スポーツ健康教育課 |
| | 3 (1)財団法人因幡街道ふるさと振興財団の理事等について (2)アジアナ航空への財政支援について | 文化観光局 | 交流推進課 国際観光推進課 |

年度別行政監査実績 (平成22年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 | 監査の実施概要 | |
|------|----------------|--|
| 2 | 監査対象事務 | 県に事務局を置く任意団体の事務の状況 |
| | 監査対象年度 | 令和元年度から2年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：令和2年9月～令和3年1月 ・事務監査：令和2年10月～11月 ・本監査：令和2年11月 2 監査実施機関数：23機関（28任意団体） 3 知事報告、記者発表：令和3年1月22日 |
| | 監査項目 | 1 任意団体の業務に対する県職員の関与・指導の状況 県職員が業務に関与する根拠・手続 県業務と任意団体業務との区分及び県業務への影響 行政財産使用許可、任意団体に対する県有物品の貸付け 補助金等県費支出の事務処理 外2項目 2 任意団体の運営状況 任意団体の設立目的と活動内容 諸規程の整備・運用、総会・役員会等の運営 事務事業の執行体制、経理・会計手続 県事業と任意団体事業の区別の状況 監事等による監査、自主的チェック等 |
| 元 | 監査対象事務 | (未実施) |
| 30 | 監査対象事務 | 高額備品の使用及び管理状況等 |
| | 監査対象年度 | 平成29年度（平成22年度から平成28年度までに取得したもの） |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成30年4月～12月 ・事務監査：平成30年4月～11月 ・本監査：平成30年4月～11月 2 監査実施機関数：38機関 3 知事報告、記者発表：平成31年1月22日 4 措置状況の報告：令和元年7月22日 |
| | 監査項目 | 1 調達手続について 調達方法は適切か 外3項目 2 利用状況について 取得目的に沿って使用しているか 外3項目 3 管理状況について 点検等必要なメンテナンスを行っているか 外4項目 4 その他の所見 貸付期間外の保管場所の権原について 外2項目 |
| 29 | 監査対象事務 | 県の施策に関する広報物の作成状況等 |
| | 監査対象年度 | 平成28年度（有償刊行物については、平成26年度から平成28年度） |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成29年9月～平成30年1月 ・事務監査：平成29年9月～10月 ・本監査：平成29年11月 2 監査実施機関数：24機関 3 知事報告、記者発表：平成30年2月5日 4 措置状況の報告：令和元年7月22日 |
| | 監査項目 | 1 広報物の目的・必要性について 編集会議等で目的や必要性が十分に検討されているか 外1項目 2 広報媒体の選択・併用について 適切な広報媒体として規格形態が選択されているか 外2項目 3 広報物の作成状況について 発行時期、発行部数は適切か 外3項目 4 広報物の活用状況について 配布先、配布方法は適切か 外2項目 |

| 実施年度 | 監査の実施概要 | |
|------|---------|---|
| 28 | 監査対象事務 | 子育てに係る相談への対応状況及び施策への反映状況 |
| | 監査対象年度 | 平成28年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成28年9月～平成29年1月 ・事務監査：平成28年9月 ・本監査：平成28年11月 2 監査実施機関数：14機関 3 知事報告、記者発表：平成29年2月6日 4 措置状況の報告：平成30年12月28日 |
| | 監査項目 | 1 子育てに係る相談業務の取組状況等について ① 相談業務の体制等について 相談機関の配置状況は適切か 外4項目 ② 相談窓口の広報及び他機関との連携等について 相談窓口の広報は適切か 外4項目 ③ 相談内容の集約、分析及び施策への反映状況等について 相談内容の分析等により施策への反映は行われているか 外2項目 ④ 相談業務の状況把握や改善について 相談機関における業務上の課題、要望等の把握と改善を行っているか 2 子育て支援の取組の中での相談業務について ① 子育てに係る相談業務の推進について 相談業務の取組状況を把握しているか 外1項目 |
| 27 | 監査対象事務 | ソーシャルメディアの活用とリスク管理 |
| | 監査対象年度 | 平成27年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成27年10月～平成28年1月 ・事務監査：平成27年10月 ・本監査：平成27年11月 2 監査実施機関数：20機関 3 知事報告、記者発表：平成28年2月3日 4 措置状況の報告：平成29年2月13日 |
| | 監査項目 | 1 活用機関について ① 活用状況について どのように活用しているか 外3項目 ② リスク管理について 緊急時の体制等を確立しているか 外5項目 2 広報課について ① 活用機関に対する管理の状況について 各機関の活用状況を把握しているか 外2項目 ② 活用機関に対する指導等の状況について モニタリングを行っているか 外3項目 |
| 26 | 監査対象事務 | 税外未収金の債権管理 |
| | 監査対象年度 | 平成25年度(必要に応じて平成26年度について対象とした。) |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成26年10月～平成27年1月 ・事務監査：平成26年10月 ・本監査：平成26年11月 2 監査実施機関数：13機関 3 知事報告、記者発表：平成27年2月2日 4 措置状況の報告：平成28年6月9日 |
| | 監査項目 | 1 債権管理の各段階において法令等を踏まえた取組が的確に実施されているか 2 債権管理機関が適切な債権回収を行えるよう全庁的な進捗管理、指導が実施されているか |

| 実施年度 | 監査の実施概要 | |
|------|---------|--|
| 25 | 監査対象事務 | 雇用創出事業に係る事務の執行 |
| | 監査対象年度 | 平成24年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成25年9月～12月 ・事務監査：平成25年9月 ・本監査：平成25年10月 2 監査実施機関数：4機関 3 知事報告、記者発表：平成26年2月7日 4 措置状況の報告：平成27年11月5日 |
| | 監査項目 | 1 事業実施の手続等は適正に行われているか 2 事業の履行確認は適正に行われているか 3 事業実施の効果の確認は行われているか |
| 24 | 監査対象事務 | 社会福祉法人の会計処理に係る県の指導監査 |
| | 監査対象年度 | 平成23年度及び平成24年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成24年7月～8月 ・事務監査：平成24年7月 ・本監査：平成24年7月 2 監査実施機関数：1機関 3 知事報告、記者発表：平成24年9月7日 4 措置状況の報告：平成25年7月29日 |
| | 監査項目 | 1 法人内部の運営体制に対する指導監査は、適正に行われているか 2 効果的な指導監査を行う体制になっているか 3 指導監査は、実効性のあるものになっているか 4 不適正案件に対して必要な措置が適切に行われるようになっているか 5 指導監査権限の市への移譲に対する対応が十分に行われているか |
| 23 | 監査対象事務 | 指定管理者制度による公の施設の管理 |
| | 監査対象年度 | 平成21年度、平成22年度及び平成23年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成23年8月～11月 ・事務監査：平成23年10月 ・本監査：平成23年11月 2 監査実施機関数：15機関（33指定管理施設） 3 知事報告、記者発表：平成24年2月10日 4 措置状況の報告：平成25年6月7日 |
| | 監査項目 | 1 指定管理者の選定手続 2 管理に関する事務手続 3 施設の管理運営状況 4 施設の維持・修繕 5 県との協力・分担体制 6 施設の設置目的をより効果的に達成するために検討すべき事項 7 施設の設置目的に沿った運営 |
| 22 | 監査対象事務 | 県が設立認可等を行った法人の検査 |
| | 監査対象年度 | 平成21年度及び平成22年度 |
| | 監査の実施状況 | 1 監査実施期間：平成22年8月～11月 ・事務監査：平成22年10月 ・本監査：平成22年11月 2 監査実施機関数：33機関 3 知事報告、記者発表：平成23年2月7日 4 措置状況の報告：平成24年5月15日 |
| | 監査項目 | 1 法人検査の実施に係る法令等の運用は適切か 2 実施要綱等は整備されているか 3 実施体制は整備されているか 4 実施内容は適切か 5 実施結果の取扱いは適切か |

年度別住民監査請求監査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日

鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 | 件名 | 監査経緯 | 監査結果の概要 | 監査結果に対する知事等の対応 |
|------|---------------------------|--|--|----------------|
| 2 | 淀江産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査 | R2.6.4 請求書受付 R2.6.8 請求書受理 R2.7.31 棄却、請求人に通知、公表 | <p><本件請求に対する結論></p> <p>措置請求事項の「すくなくとも、この淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の実施が確定するまでは、予算執行すべきでない。」については棄却。</p> <p>措置請求事項の「センターに対しても、埋蔵文化財発掘調査を実施しないよう要請すべきである。」についても棄却。</p> <p><監査委員の判断></p> <p>ア 文化財保護法の観点からの違法又は不当性の検討結果</p> <p>文化財保護法における県の位置付けから、請求人の主張する趣旨を含め、不当性は認められない。</p> <p>イ 地方自治法第2条第14項の観点からの不当性の検討結果</p> <p>新たな地下水調査により関係事業の遂行が不可能となる可能性についてはあくまでもひとつの見解であり、具体的な科学的知見などの論拠もないことから、容認できない。地下水調査の結果が出るのを待ってから埋蔵文化財本調査を実施することは、県執行部において選択可能な政策又は方針のひとつに留まるものであって、これを選択しないからといって不当であるとまではいえない。</p> <p>また、仮に何らかの事情により関係事業が遂行できなくなったとしても、埋蔵文化財の発掘調査の結果自体によりこれまで不明であった情報が国民の知見として得られることとなり、無駄とまではいえない。</p> | — |
| 元 | なし | — | — | — |
| 30 | なし | — | — | — |
| 29 | なし | — | — | — |
| 28 | なし | — | — | — |
| 27 | 産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について | H27.4.17 請求書提出(請求人：9名) H27.4.22 請求書受理 H27.6.10 知事に意見、請求人に通知、公表 | <p>(1)</p> <p>ア 推進補助金の返還を求めることについては、理由がないものと認め、棄却。</p> <p>イ 運営費補助金について返還を求めることについては、証する書面の提出がなく、住民監査請求の要件を欠くため、却下。</p> <p>ウ 不完全な生活環境影響調査書(案)で住民説明等行ったことによる損害賠償請求については、住民監査請求の要件を欠く(県職員による財務会計上の行為ではなく、また、県に損害が生じていない)ため、却下。</p> <p>(2)センター等に対し、引き続き住民の理解を得るための取組を進めるよう働きかけることについて意見。 (当該意見は、法令上規定されているものではない。)</p> | — |
| 26 | なし | — | — | — |

| 実施年度 | 件名 | 監査経緯 | 監査結果の概要 | 監査結果に対する知事等の対応 |
|------|----------------------------------|--|--|--|
| 25 | 平成23年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について | H25.6.21 請求書提出 (請求人：4名) H25.6.28 請求書受理 H25.8.19 議長及び知事に勧告、請求人に通知、公表 | (1)不適切な支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずることを勧告。 (2)ガイドラインについて、領収書、会費の証拠書類の添付及び利用目的、理由等の記載、また、政務調査活動報告書への具体的な目的、内容、結果等をわかるように記載し、趣旨に沿った運用を徹底するよう意見。 (3)ガイドラインに定める按分率の記載について、按分の根拠を明確にすることや簡便な按分率の基準を示すこと等の検討を行うよう意見。 | (1)について、平成21年度政務調査費収支報告書の修正がなされ、平成25年10月11日までに80,737円は返還された。 (2)について、平成25年9月27日に監査意見に沿って指針の所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。 (3)について、平成26年3月10日に監査意見に沿って指針の所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。 |
| 24 | 鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会に係る支出について | H24.7.10 請求書提出 (請求人：1名) H24.8.2 請求書受理 H24.9.7 知事に意見、請求人に通知、公表 | (1)検討委員会の要綱設置及び検討委員会開催に伴う支出金の返還及び検討委員会の即時停止については、理由がないものと認め棄却。検討委員会での答申を無効にすることについては、住民監査請求の要件(財務会計上の行為でないため)を欠くため却下。 (2)県行政の中で慣行化している審議会等の要綱設置について、法的な考え方の整理を行うとともに、必要な法整備について国に働きかけていくことについて知事へ意見。 (当該意見は、法令上規定されているものではない。) | — |
| 23 | 平成21年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について | H23.4.26 請求書提出 (請求人：3名) H23.5.2 請求書受理 H23.6.22 議長及び知事に勧告、請求人に通知、公表 | (1)不適切な支出及び金額が特定できない支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずることを勧告。 (2)ガイドラインにおいて、県外政務調査活動の交通費について、「領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とする。」という取扱いを改め、交通費についても宿泊費と同様領収書による実費を原則とする取扱いの徹底を図り、各議員等へ周知することを勧告。 | (1)について、平成21年度政務調査費収支報告書の修正がなされ、平成23年7月20日までに370,372円は返還された。 (2)について、平成23年9月26日に早見表の削除を含む所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。 |

年度別職員の賠償責任請求監査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 実施 年度 | 監査対象 | 監査経緯 | 監査結果の概要 | 備考 (知事等の 対応) |
|---------------|-----------------------------------|--|--|-----------------------|
| 2 | 公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額 | R3. 2. 26 監査請求受理 | 継続中 | 継続中 |
| 元 | 公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額 | R 元. 11. 8 監査請求受理 R 2. 2. 18 監査結果通知 | 公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。 | 監査結果どおり賠償額補填 |
| 30 | (H30. 1. 30 受理案件) | (事案2) H30. 4. 10 監査結果通知 | 公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。 | 監査結果どおり賠償額補填 |
| | | (事案1) H30. 5. 25 監査結果通知 | 職員の賠償責任の有無については、協議を重ねたが監査委員の意見が一致せず、地方自治法第243条の2第9項の規定に基づく監査委員の合議が調わなかった。 | 損害賠償請求せず。 |
| 29 | 公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額(事案1、2) | H30. 1. 30 監査請求受理 (事案1、2) | — | 事案1、2は、知事からの請求書による。 |
| 28 | 現金亡失に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額 | H28. 7. 12 監査請求受理 H28. 9. 30 監査結果通知 H28. 10. 11 一部訂正通知 | 資金前渡を受けた現金について、100円の亡失が発生した事実が確認された。これは、資金前渡受領者として、前渡資金の管理上過失があったためと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。 | 関係者から損害額が補填され、賠償請求せず。 |
| 27 ～ 26 | なし | — | — | |
| 25 | 公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額 | H26. 1. 23 監査請求受理 H26. 3. 31 監査結果通知 | 公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。 | 監査結果どおり賠償額補填 |
| 24 ～ 23 | なし | — | — | |

年度別決算審査等実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 | 対象年度 | 審査経緯 | 審査結果の概要 |
|------|------|---|--|
| 2 | 元 | R2. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R2. 9. 25 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R2. 10. 7 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一部留意改善すべき事項はあるものの、概ね適正に処理されているものと認めた。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認められた。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。 |
| 元 | 30 | R元. 8. 8 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 R元. 9. 27 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 R元. 10. 8 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上 |
| 30 | 29 | H30. 8. 6 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H30. 9. 28 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H30. 10. 12 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上 |
| 29 | 28 | H29. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H29. 9. 28 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H29. 10. 10 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上 |
| 28 | 27 | H28. 8. 9 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H28. 9. 29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H28. 10. 11 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上 |
| 27 | 26 | H27. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H27. 9. 29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H27. 10. 8 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上 |

| 実施年度 | 対象年度 | 審査経緯 | 審査結果の概要 |
|------|------|---|--|
| 26 | 25 | H26. 8. 8 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H26. 9. 29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H26. 10. 10 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って概ね適正に運用されているものと認められた。 なお、鳥取県土地開発基金及び鳥取県美術品取得基金については、現金の全額が歳計現金に繰替運用されており、繰替運用期間満了日には繰戻しが行われていなかったため、見直されたい。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、一部留意改善すべき事項はあるものの、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。 |
| 25 | 24 | H25. 8. 8 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H25. 9. 27 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H25. 10. 7 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認められた。 (公営企業会計) 同 上 |
| 24 | 23 | H24. 8. 6 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H24. 9. 28 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H24. 10. 11 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。 |
| 23 | 22 | H23. 8. 8 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H23. 9. 29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H23. 10. 11 県議会決算審査特別委員会開催 | (一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 同 上 (公営企業会計) 同 上 |

年度別決算審査等実績（意見）

（平成23年度～令和2年度）

| 実施年度 | 対象年度 | 監 査 意 見 | |
|------|------|--|--|
| | | 一般会計・特別会計 | 公 営 企 業 会 計 |
| 2 | 元 | (一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の更なる適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について | (企業会計) ①電気事業について（小水力発電所の収益確保について） ②工業用水道事業について（鳥取地区工業用水道事業における需要開拓） (病院事業) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保等について ③未収金（患者自己負担分）の回収について |
| 元 | 30 | (一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について | (企業会計) ①電気事業について ア 小水力発電所等の稼働について イ 公共施設等運営権の設定による運営について ②工業用水道事業について（財源確保策の検討と利活用の働きかけ） (病院事業会計) ①中央病院の新病院開設に伴う収益確保について ②厚生病院の財務改善の継続について ③医療従事者の確保について ④未収金（患者自己負担分）の回収について |
| 30 | 29 | (一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①適切な資金準備について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について | (企業会計) ①電気事業について（小水力発電所の収支改善） ②工業用水道事業について（新規給水先開拓と地元自治体等の連携） (病院事業会計) ①健全経営等について ②医療従事者の確保について ③未収金（患者自己負担分）の回収について |
| 29 | 28 | (一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①適切な資金準備について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について | (企業会計) ①健全経営について ②電気事業の推進について ③工業用水道事業の収支改善について ④人材の養成・確保について ⑤固定資産の適正管理について (病院事業会計) ①健全経営等について ②医療従事者の確保について ③新病院の完成に向けた進捗管理について ④未収金（患者自己負担分）の回収について |

| 実施 年度 | 対象 年度 | 監 査 意 見 | |
|----------|----------|--|---|
| | | 一般会計・特別会計 | 公営企業会計 |
| 28 | 27 | <p>(一般会計)</p> <p>①県財政の健全化、効率的・機動的な予算執行について</p> <p>②収入未済額の縮減について</p> <p>③財務に関する事務の適正な処理について</p> <p>(特別会計)</p> <p>①収入未済額の縮減について</p> <p>②財務に関する事務の適正な処理について</p> | <p>(企業会計)</p> <p>①次期「鳥取県企業局経営プラン」の策定について</p> <p>②電力システム改革の動向を踏まえた発電事業について</p> <p>③工業用水道事業の今後について</p> <p>(病院事業会計)</p> <p>①経営健全化について</p> <p>②医療従事者の確保について</p> <p>③未収金(患者自己負担分)の回収について</p> |
| 27 | 26 | <p>(一般会計)</p> <p>①県財政の健全化、効率的・機動的な予算執行について</p> <p>②収入未済額の縮減について</p> <p>③県税の未納延滞金について</p> <p>(特別会計)</p> <p>①収入未済額の縮減について</p> | <p>(企業会計)</p> <p>①電力システム改革や新エネルギーの導入に向けた対応について</p> <p>②工業用水道事業の新規給水先確保や他用途への活用について</p> <p>③境港外港竹内地区の販売戦略について</p> <p>(病院事業会計)</p> <p>①経営健全化への取組みについて</p> <p>②医療従事者の確保対策について</p> <p>③未収金(患者自己負担分)対策について</p> |
| 26 | 25 | <p>(一般会計)</p> <p>①県財政の健全化、効率的・機動的な予算執行について</p> <p>②収入未済額の縮減について</p> <p>③基金から歳計現金への繰替運用の見直しについて</p> <p>(特別会計)</p> <p>①収入未済額の縮減について</p> | <p>(企業会計)</p> <p>①新たなエネルギーを利用した発電の調査・研究について</p> <p>②工業用水道事業の持続可能な経営の確保について</p> <p>③境港外港竹内地区の販売戦略について</p> <p>(病院事業会計)</p> <p>①医療スタッフの確保について</p> <p>②厚生病院の厨房の改善について</p> <p>③未収金(患者自己負担分)について</p> |
| 25 | 24 | <p>(一般会計)</p> <p>①県財政の健全化について</p> <p>②収入未済額の縮減について</p> <p>(特別会計)</p> <p>①収入未済額の縮減について</p> | <p>(企業会計)</p> <p>①「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進について</p> <p>②会計基準の見直しに対する対応について</p> <p>③再生可能エネルギーの積極的な導入について</p> <p>④新規需要者の確保対策(工業用水道事業)について</p> <p>⑤境港外港竹内地区について</p> <p>(病院事業会計)</p> <p>①中央病院の建替えについて</p> <p>②看護師の確保等について</p> <p>③未収金(患者自己負担分)対策について</p> <p>④適正な業務執行体制の確保について</p> <p>⑤会計基準の見直しに対する対応について</p> |

| 実施 年度 | 対象 年度 | 監 査 意 見 | |
|----------|----------|--|---|
| | | 一般会計・特別会計 | 公営企業会計 |
| 24 | 23 | (一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について (特別会計) ①収入未済額の縮減について | (企業会計) ①「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進について ②効率的な資金運用について ③会計基準の見直しに対する対応について ④再生可能エネルギーの導入について ⑤計画給水量の適正規模等について ⑥工業用水道事業の給水料金体系について ⑦境港外港竹内地区について ⑧米子崎津地区について (病院事業会計) ①「第Ⅱ期改革プラン」の着実な推進について ②中部保健医療圏における厚生病院の機能充実について ③適正な経理事務体制の確保について ④補助金に係る経理処理について ⑤未収金(患者自己負担分)対策について ⑥会計基準の見直しに対する対応について |
| 23 | 22 | (一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について (特別会計) ①収入未済額の縮減について | (企業会計) ①「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進について ②再生可能エネルギーの導入について ③工業用水道の需要拡大について ④境港外港竹内地区について ⑤米子崎津地区について (病院事業会計) ①「第Ⅱ期改革プラン」の着実な推進について ②防災対策の見直しについて ③適正な経理事務体制の確保について ④未収金(患者自己負担分)対策について |

年度別業務適正化評価報告書審査実績

(令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 | 対象年度 | 審査経緯 | 審査結果の概要 |
|------|------|---|---|
| 2 | 元 | R 2.10.19 令和元年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 2.11.9 令和元年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出 | 評価手続きについては概ね適当であるが、評価結果については、一部検討を要するものがある。 ①重要度の高いリスクの洗い出しに当たっては、各所属の業務内容等も勘案して、漏れがないよう進められたい。 ②今後ともAI・RPA等の取組が、一層進められるよう制度所管課での検討はもとより、各部局に対しても、さらなる支援を行われたい。 |

年度別健全化判断比率等審査実績 (平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

1 健全化判断比率

(1) 審査経緯

| 区分 | 実施年度 (対象年度) | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|
| | H23 (H22) | H24 (H23) | H25 (H24) | H26 (H25) | H27 (H26) | H28 (H27) | H29 (H28) | H30 (H29) | R元 (H30) | R2 (R元) |
| 審査意見書の提出 | H23.9.26 | H24.9.28 | H25.9.27 | H26.9.25 | H27.9.29 | H28.9.29 | H29.9.28 | H30.9.28 | R元.9.27 | R2.9.25 |
| 県議会決算審査特別委員会開催 | H23.10.11 | H24.10.11 | H25.10.7 | H26.10.10 | H27.10.8 | H28.10.11 | H29.10.10 | H30.10.12 | R元.10.8 | R2.10.7 |

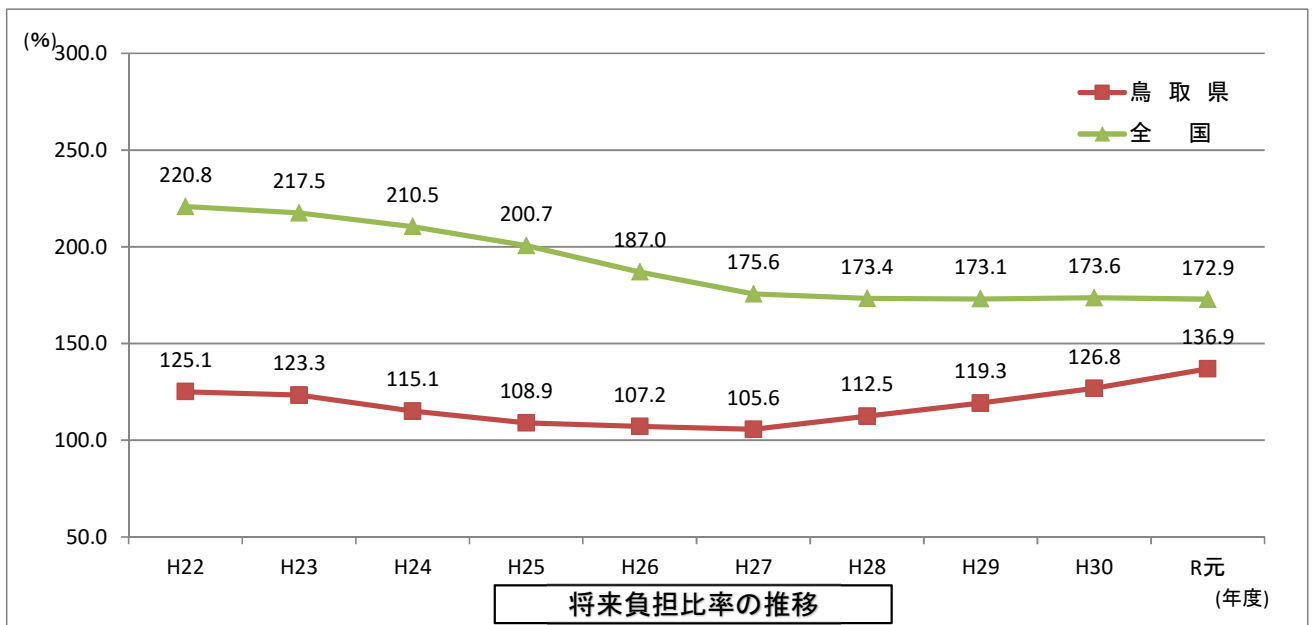
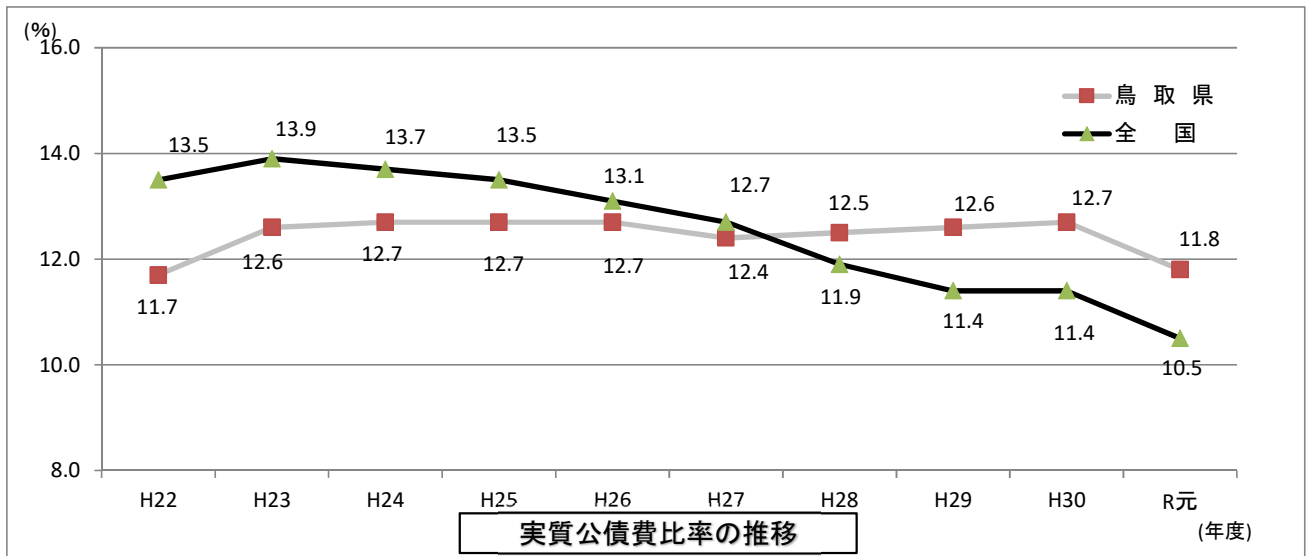
(2) 審査結果の概要

健全化判断比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認められた。(各年度共通)

| 健全化判断比率 | | 対前年増減 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | - % | / | 3.75 % | 5 % |
| 連結実質赤字比率 | - % | / | 8.75 % | 15 % |
| 実質公債費比率 | 下表のとおり | 下表のとおり | 25 % | 35 % |
| 将来負担比率 | | | 400 % | / |

(単位: %、ポイント)

| 区分 | 実施年度 (対象年度) | | | | | | | | | |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| | H23 (H22) | H24 (H23) | H25 (H24) | H26 (H25) | H27 (H26) | H28 (H27) | H29 (H28) | H30 (H29) | R元 (H30) | R2 (R元) |
| 実質公債費比率 (対前年増減) | 11.7 (0.6) | 12.6 (0.9) | 12.7 (0.1) | 12.7 (0.0) | 12.7 (0.0) | 12.4 (△0.3) | 12.5 (0.1) | 12.6 (0.1) | 12.7 (0.1) | 11.8 (△0.9) |
| 将来負担比率 (対前年増減) | 125.1 (△25.0) | 123.3 (△1.8) | 115.1 (△8.2) | 108.9 (△6.2) | 107.2 (△1.7) | 105.6 (1.6) | 112.5 (6.9) | 119.3 (6.8) | 126.8 (7.5) | 136.9 (10.1) |



2 資金不足比率

(1) 審査経緯

健全化判断比率の審査と同じ

(2) 審査結果の概要

資金不足比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認められた。(各年度共通)

| 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------|---------|
| - % | 20% |

年度別例月現金出納検査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日

鳥取県監査委員事務局

| 実施 年度 | 検査実施概要 | | 検査結果の概要 | 備考 |
|----------|--|---|---|----|
| | 監査委員実施 | 事務局実施 | | |
| 2 | <p>公営企業会計への移行に伴い、天神川流域下水道事業の検査を新たに実施</p> <p>毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施</p> <p>① 3月、6月、9月、12月分については監査委員全員による実地検査</p> <p>② 上記①以外の月は代表監査委員が書面で検査</p> | <p>公営企業会計への移行に伴い、天神川流域下水道事業の検査を新たに実施</p> <p>毎月実地検査を実施 (毎月末に前月分について検査)</p> | <p>適正に処理されていた。</p> | |
| 元 | <p>毎月月末の事務局の検査を受けて監査委員の検査を実施</p> <p>① 3月、6月、9月、12月分については監査委員全員による実地検査</p> <p>② 上記①以外の月は代表監査委員が書面で検査</p> | <p>毎月実地検査を実施 (毎月末に前月分について検査)</p> | <p>同 上</p> | |
| 30 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | |
| 29 | 同 上 | 同 上 | <p>適正に処理されていた。(一般会計において、職員の給与控除額の二重計上等に係る注意文を4月報告に、収入事務の遅延に係る注意文を5月報告に記載)</p> | |
| 28 | 同 上 | 同 上 | <p>適正に処理されていた。</p> | |
| 27 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | |
| 26 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | |
| 25 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | |
| 24 | 同 上 | 同 上 | <p>適正に処理されていた。(一般会計において、収入・支出の更正処理に係る注意文を6月報告に記載)</p> | |
| 23 | 同 上 | 同 上 | <p>適正に処理されていた。</p> | |

鳥 取 県 包 括 外 部 監 査 実 績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 実施年度 (対象年度) | テーマ | 監査経緯 | 監 査 項 目 |
|----------------|---|--|---|
| | 包括外部監査人及び補助者 | | |
| 2 (元) | 総務部行財政改革局資産活用推進課が所管する公有財産の管理に関する財務事務の執行について | R 2. 4. 1 契約 R 2. 4. 14 契約締結告示 R 2. 5. 22 補助者告示 R 2. 10. 1 監査実施 ～ R 2. 12. 31 R 3. 2. 4 監査結果報告・記者発表 R 3. 3. 9 監査結果の公表 (県公報登載) | 総務部行財政改革局資産活用推進課が所管する公有財産の管理に関する財務事務の執行について ○ 資産活用推進課が所管する県有財産(土地・建物)のうち、土地等の未利用財産の管理状況や有効活用等 |
| | [包括外部監査人] 上原 武 (税理士) | [補助者] 戸野克則 (税理士) 谷田真基 (税理士) 小谷 誠 (税理士) | |
| 元 (30) | 西部総合事務所地域振興局が所管する伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業等及び生活環境部が所管する第3回「山の日」記念全国大会に関する財務事務の執行について | H31. 4. 1 契約 H31. 4. 9 契約締結告示 R 1. 5. 17 補助者告示 R 1. 6. 1 監査実施 ～ R 1. 12. 31 R 2. 2. 4 監査結果報告(監査委員)・記者発表(解禁2.13) R 2. 2. 13 監査結果報告(議長・知事) R 2. 2. 21 監査結果の公表 (県公報登載) | 西部総合事務所地域振興局が所管する伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業等及び生活環境部が所管する第3回「山の日」記念全国大会に関する財務事務の執行について ○ 西部総合事務所地域振興局、生活環境部の補助金、交付金及び委託料等 |
| | [包括外部監査人] 上原 武 (税理士) | [補助者] 戸野克則 (税理士) 金森 実 (税理士) 谷田真基 (税理士) | |
| 30 (29) | 元気づくり総本部及び商工労働部が所管する移住定住の推進事業及び観光交流局が所管するインバウンドを主とした観光施策に係るふるさとの魅力向上事業に関する財務事務の執行について | H30. 4. 1 契約 H30. 4. 17 契約締結告示 H30. 5. 8 補助者告示 H30. 6. 12 監査実施 ～ H30. 12. 31 H31. 1. 22 監査結果報告・記者発表 H31. 2. 6 監査結果の公表 (県公報登載) | 元気づくり総本部及び商工労働部が所管する移住定住の推進事業及び観光交流局が所管するインバウンドを主とした観光施策に係るふるさとの魅力向上事業に関する財務事務の執行について ○ とっとり暮らし支援課、就業支援課(H30雇用政策課・県立鳥取ハローワーク)及び観光戦略課の補助金、交付金及び委託料等 |
| | [包括外部監査人] 岸本 信一 (税理士) | [補助者] 上原 武 (税理士) 谷田真基 (税理士) 古川嘉彦 (税理士) | |

| 実施年度 (対象年度) | テーマ | 監査経緯 | 監 査 項 目 |
|----------------|--|---|--|
| | 包括外部監査人及び補助者 | | |
| 29 (28) | 子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について | H29. 4. 1 契約 H29. 4. 28 契約締結告示 H29. 5. 9 補助者告示 H29. 6. 30 監査実施 ～ H29. 12. 31 H30. 2. 5 監査結果報告・記者発表 H30. 2. 9 監査結果の公表 (県公報掲載) | 子育て応援課及び女性活躍推進課が所管する子育て王国推進事業に関する財務事務の執行について ○ 子育て応援課及び女性活躍推進課の補助金、交付金及び委託料等 |
| | [包括外部監査人] 岸本 信一 (税理士) | [補助者] 上原 武 (税理士) 谷田真基 (税理士) 古川嘉彦 (税理士) | |
| 28 (27) | 市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び「食のみやこ鳥取県」関連事業に関する財務事務の執行について | H28. 4. 1 契約 H28. 4. 12 契約締結告示 H28. 5. 13 補助者告示 H28. 7. 1 監査実施 ～ H28. 12. 31 H29. 2. 6 監査結果報告・記者発表 H29. 2. 10 監査結果の公表 (県公報掲載) | 市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び「食のみやこ鳥取県」関連事業に関する財務事務の執行について ○ 販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課の補助金、交付金及び委託料等 |
| | [包括外部監査人] 岸本 信一 (税理士) | [補助者] 上原 武 (税理士) 谷田真基 (税理士) 古川嘉彦 (税理士) | |
| 27 (26) | 県有財産(土地・建物)の管理に関する財務事務の執行について | H27. 4. 1 契約 H27. 4. 14 契約締結告示 H27. 5. 7 補助者告示 H27. 7. 7 監査実施 ～ H27. 12. 31 H28. 2. 3 監査結果報告・記者発表 H28. 2. 12 監査結果の公表 (県公報掲載) | 県有財産(土地・建物)の管理に関する財務事務の執行について 1 未利用等不動産 2 貸付・使用許可及び借受不動産 3 未利用不動産の処分 4 鳥取県土地開発公社 |
| | [包括外部監査人] 高田 充征 (税理士) | [補助者] 杉浦為佐夫 (税理士) 池原浩一 (税理士・公認会計士) 小谷 誠 (税理士) | |

| 実施年度 (対象年度) | テーマ | 監査経緯 | 監 査 項 目 |
|-----------------------|-------------------------|---|---|
| | 包括外部監査人及び補助者 | | |
| 26 (21 ～ 25) | 企業誘致関連事業に関する財務事務の執行について | H26. 4. 7 契約 H26. 4. 18 契約締結告示 H26. 5. 9 補助者告示 H26. 6. 30 監査実施 ～ H26. 12. 31 H27. 2. 2 監査結果報告・記者発表 H27. 2. 10 監査結果の公表 (県公報掲載) | 鳥取県の企業誘致に関連する商工労働部の以下の補助金及びその補助事業に関連した委託料 1 企業立地事業補助金 2 情報通信関連雇用事業補助金 3 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金 4 リサイクル技術・製品実用化事業補助金 5 環境対策設備導入促進補助金 |
| | | [包括外部監査人] 高田 充征 (税理士) | |
| 25 (24) | 観光関連事業に関する財務事務の執行について | H25. 4. 8 契約 H25. 4. 16 契約締結告示 H25. 5. 10 補助者告示 H25. 7. 1 監査実施 ～ H25. 9. 26 H26. 2. 7 監査結果報告・記者発表 H26. 2. 18 監査結果の公表 (県公報掲載) | 観光関連事業に関する財務事務の執行について 1 観光政策課の補助金、負担金及び委託料等 2 まんが王国官房の補助金、負担金及び委託料等 3 公益社団法人観光連盟の県受託事業、県補助事業等 |
| | | [包括外部監査人] 高田 充征 (税理士) | |
| 24 (23) | 下水道事業に関する財務事務の執行について | H24. 4. 9 契約 H24. 4. 24 契約締結告示 H24. 5. 8 補助者告示 H24. 7. 24 監査実施 ～ H24. 12. 31 H25. 2. 6 監査結果報告・記者発表 H25. 3. 12 監査結果の公表 (県公報掲載) | 下水道事業に関する財務事務の執行について 1 天神川流域下水道事業特別会計 2 下水道事業に係る一般会計 3 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 4 固定資産関係 |
| | | [包括外部監査人] 山崎 安造 (税理士) | |

| 実施年度 (対象年度) | テーマ | 監査経緯 | 監 査 項 目 |
|----------------|-----------------------------|--|---|
| | 包括外部監査人及び補助者 | | |
| 23 (22) | 道路事業に係る用地に関する財務事務の執行について | H23. 4. 7 契約 H23. 4. 22 契約締結告示 H23. 5. 12 補助者告示 H23. 8. 5 監査実施 ~ H23. 12. 31 H24. 2. 10 監査結果報告・記者発表 H24. 2. 24 監査結果の公表 (県公報掲載) | 道路事業に係る用地に関する財務事務の執行について 1 用地取得に関する問題 2 長期未着工用地及び不用用地に関する問題 |
| | [包括外部監査人] 山崎 安造 (税理士) | [補助者] 杉浦為佐夫 (税理士) 村山 敏隆 (税理士) 高田 充征 (税理士) | |

年度別監査委員活動実績

(平成28年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

(単位:日)

| 年 度 | | 2 | | | 元 | | | 30 | | | 29 | | | 28 | | | |
|------------------|----------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 代表・識見・議選別 | | 代 表 | 識 見 | 議 選 | 代 表 | 識 見 | 議 選 | 代 表 | 識 見 | 議 選 | 代 表 | 識 見 | 議 選 | 代 表 | 識 見 | 議 選 | |
| 活動状況 | 各種監査 | 定期監査 | 17 | 15 | 14 | 20 | 19 | 12 | 23 | 18 | 14 | 28 | 18 | 15 | 22 | 17 | 15 |
| | | 行政監査 | 2 | 2 | 2 | | | | 10 | 8 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 随時監査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 財援団体監査 | 7 | 4 | 5 | 8 | 5 | 6 | 8 | 5 | 5 | 6 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | | 例月現金出納検査 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| | | 決算審査 | 10 | 6 | 8 | 8 | 10 | 5 | 13 | 9 | 9 | 12 | 9 | 9 | 12 | 9 | 7 |
| | | 基金運用状況審査 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 健全化判断比率等審査 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 業務適正化報告書審査 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | | 直接請求監査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 議会請求監査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 知事要求監査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 住民監査請求監査 | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | 2 | 1 | | | | | | |
| | 職員賠償責任監査 | | 1 | | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| | (A) 小 計 | 44 | 36 | 37 | 46 | 44 | 32 | 64 | 50 | 43 | 55 | 40 | 37 | 46 | 37 | 32 | |
| | その他の活動 | 監査委員協議会 | 15 | 13 | 15 | 15 | 15 | 15 | 13 | 13 | 13 | 14 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | | 部局長協議 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 知事報告 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 知事等との意見交換会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算審査特別委員会 | | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 全国・中国会議 | | | | | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | |
| 研 修 | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | 1 | | | |
| その他 | | 1 | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | |
| (B) 小 計 | 20 | 16 | 18 | 25 | 24 | 24 | 21 | 22 | 22 | 25 | 21 | 20 | 24 | 21 | 21 | | |
| (A)+(B) 合計 | 64 | 52 | 55 | 71 | 68 | 56 | 85 | 72 | 65 | 80 | 61 | 57 | 70 | 58 | 53 | | |
| (C)重複によるマイナス | 19 | 17 | 17 | 23 | 25 | 20 | 32 | 30 | 24 | 28 | 22 | 20 | 24 | 19 | 17 | | |
| 実稼働日数(A)+(B)-(C) | 45 | 35 | 38 | 48 | 43 | 36 | 53 | 42 | 41 | 52 | 39 | 37 | 46 | 39 | 36 | | |

- 注 1 監査委員一人あたりの平均活動日数である。
 2 その他の欄は、包括外部監査等の日数である。
 3 小計欄は、延べ日数である。
 4 重複によるマイナス欄の主なものは、定期監査と決算審査や基金運用状況審査との重複、監査委員協議会と部局長協議との重複等である。
 5 「代表」は代表監査委員を、「識見」は代表監査委員を除く識見の監査委員を、「議選」は県議会選出の監査委員を表している。
 6 代表監査委員は常勤であり、執務室での日常業務(書面監査の実施、局内協議、庶務事務)の部分は除いている。

年度別定数・組織経緯表

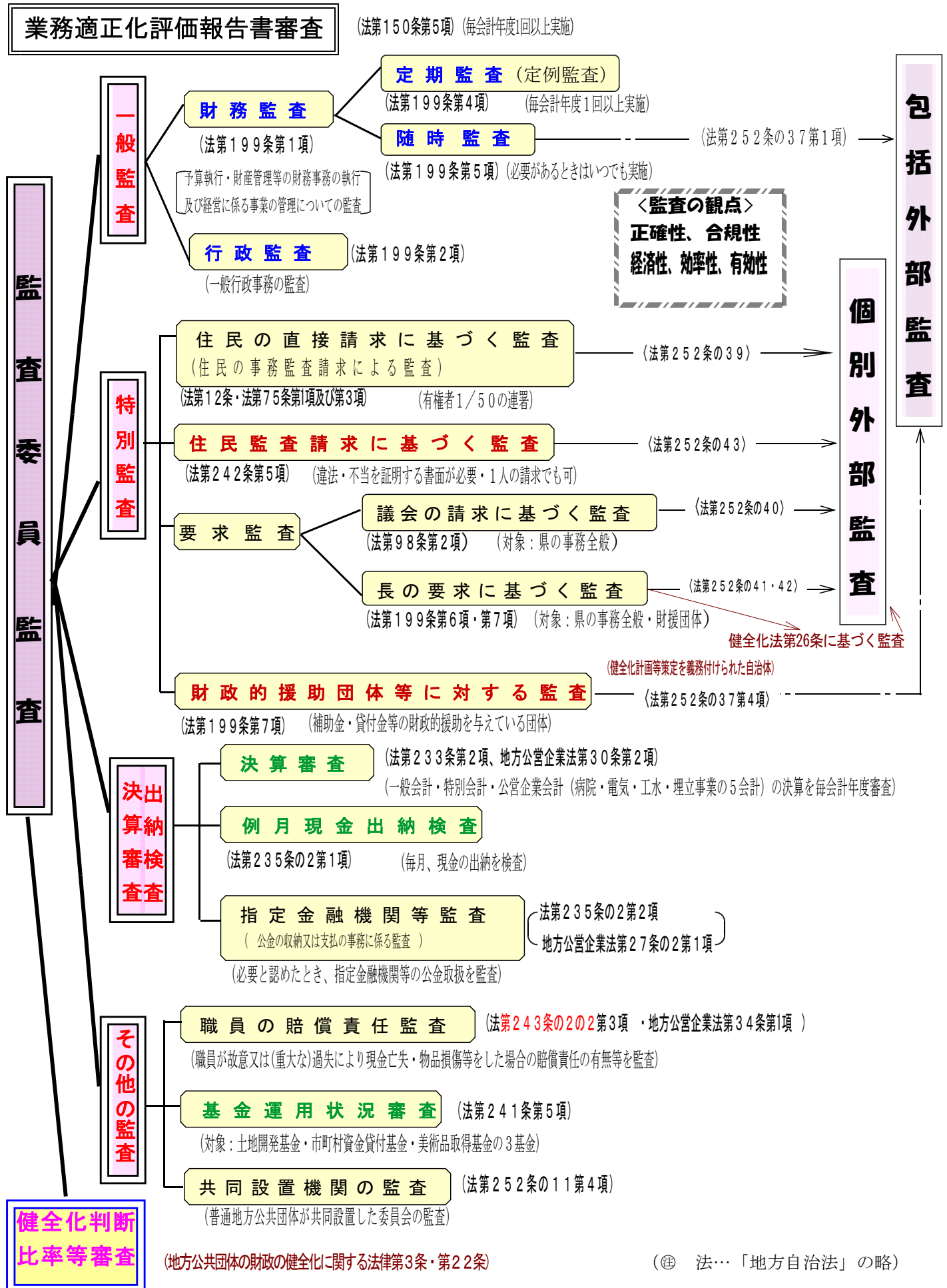
(平成29年度～令和3年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 年 度 | 人 数 (人) | | | | | | | 組 織 |
|-----|---------|-----------|-------|-------|-----|---------------|-------|--|
| | 区 分 | 監 査 委 員 ※ | 事 務 局 | う ち | | | | |
| | | | | 管 理 職 | 女 性 | 技 術 (土 木 技 師) | 再 任 用 | |
| 令和3 | 実人員 | 4 | 12 | 4 | 5 | 0 | 1 | <p style="text-align: center;">組 織</p> <p>監査委員 (4人) — 事務局長 (1人) — 次長兼監査第一課長 (1人) — 監査主幹 (4人) 次長兼監査第二課長 (1人) — 監査副主幹 (1人) 参事兼監査主幹 (1人) 監査主幹 (2人) 監査副主幹 (1人)</p> |
| | 定数 | 4 | 12 | | | | | |
| 令和2 | 実人員 | 4 | 13 | 4 | 6 | 0 | 1 | <p style="text-align: center;">組 織</p> <p>監査委員 (4人) — 事務局長 (1人) — 次長兼監査第一課長 (1人) — 監査主幹 (3人) 次長兼監査第二課長 (1人) — 監査副主幹 (2人) 参事兼監査主幹 (1人) 監査主幹 (4人)</p> |
| | 定数 | 4 | 13 | | | | | |
| 31 | 実人員 | 5 | 14 | 3 | 6 | 0 | 0 | <p style="text-align: center;">組 織</p> <p>※ 監査委員定数 4 (H31.4.30~) 監査委員 (5人) — 事務局長 (1人) — 次長 (2人) — 監査第一課長 (次長と兼務) — 監査主幹 (2人) 監査第二課長 (1人) — 監査副主幹 (1人) 監査第三課長 (1人) — 監査主幹 (3人) 監査主幹 (3人)</p> |
| | 定数 | 5 | 14 | | | | | |
| 30 | 実人員 | 5 | 15 | 3 | 5 | 0 | 0 | <p style="text-align: center;">組 織</p> <p>監査委員 (5人) — 事務局長 (1人) — 次長 (2人) — 監査第一課長 (次長と兼務) — 監査主幹 (3人) 監査第二課長 (1人) — 監査主幹 (3人) 監査第三課長 (1人) — 監査主幹 (2人) 監査副主幹 (1人)</p> |
| | 定数 | 5 | 15 | | | | | |
| 29 | 実人員 | 5 | 15 | 3 | 4 | 0 | 1 | <p style="text-align: center;">組 織</p> <p>監査委員 (5人) — 事務局長 (1人) — 次長 (2人) — 監査第一課長 (次長と兼務) — 監査主幹 (4人) 監査第二課長 (1人) — 監査主幹 (2人) 監査副主幹 (1人) 監査第三課長 (1人) — 監査主幹 (3人)</p> |
| | 定数 | 5 | 15 | | | | | |

監査の種別と根拠法令

鳥取県監査委員事務局



各種監査の説明

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局

| 監査の種類 | 説明 |
|--|---|
| 定期監査 [地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項] | 監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回1以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。県の財務に関する事務(県の収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(本県では病院事業、電気事業、工業用水道事業、埋立事業の4事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で監査を行う。 |
| 随時監査 [法第199条第1項及び第5項] | 県の財務に関する事務について、監査委員が、特に必要があると認めるとき、いつでも行うことができる監査である。 |
| 行政監査 [法第199条第2項] | 県の事務の執行について、監査委員が、経済性(無駄な経費をかけていないか。)、効率性(より成果の上がる方法はないか。)、有効性(目的にかなっているか。)及び適法性等の観点で行う監査である。なお、これは財務に関する事務について行う定期監査とは別のものである。 |
| 知事の要求による監査 [法第199条第6項及び第7項] | 知事が、県の事務の執行及び財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対する財政援助等について監査を行うように要求したときに、監査委員が行う監査である。 |
| 財政的援助団体等の監査 [法第199条第7項] | 県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査であり、本県では毎年度行っている。 監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が1/4以上の団体又は県若しくは県の出資割合が1/2以上の団体の出資割合の合計が1/4以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。 |
| 直接請求による監査 [法第75条第3項] | 選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務(対象は県の事務全般)の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。 |
| 議会の請求による監査 [法第98条第2項] | 県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。 |
| 業務適正化評価報告書審査 [法第150条第5項] | 知事から提出された業務適正化評価報告書について、監査委員が確認した業務適正化の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行う。 なお、本県の対象事務は、財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4つである。 |

| 監査の種類 | 説 明 |
|--|--|
| 決算審査 [法第 233 条第 2 項、地方公営企業法(以下「公企法」という。)第 30 条第 2 項] | <p>県の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、知事から提出された決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかといった観点で行う。</p> |
| 例月現金出納検査 [法第 235 条の 2 第 1 項] | <p>県の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査である。</p> |
| 公金の収納又は支払の事務に係る監査 [法第 235 条の 2 第 2 項、公企法第 27 条の 2 第 1 項] | <p>県の指定金融機関の公金の収納又は支払の事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかといった観点で、監査委員が、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに行う監査である。</p> |
| 基金運用状況審査 [法第 241 条第 5 項] | <p>県が特定の目的をもって定額の資金を運用するために設けた基金の運用状況について、知事から提出された基金に関する決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、運用状況を示す書類及び決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じて合理的に運用されているかどうかといった観点で行う。</p> <p>なお、本県の対象となる基金は、鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金の 3 基金である。</p> |
| 住民の請求による監査 [法第 242 条第 5 項] | <p>県民が、知事その他の執行機関(委員会等)又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求(対象は県の財務会計上の行為に限定される。)したときに、監査委員が行う監査である。</p> |
| 職員の賠償責任に係る監査 [法第 243 条の 2 の 2 第 3 項、公企法第 34 条] | <p>県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したりしたとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を要求したときに、監査委員が行う監査である。</p> <p>監査委員は、その事実があるかどうかを監査し、事実がある場合には賠償責任の有無や賠償額を決定する。</p> |
| 包括外部監査 [法第 252 条の 37 第 1 項] | <p>包括外部監査とは、知事が、毎会計年度、弁護士や公認会計士等の資格を有する者と包括外部監査契約を締結し、その者(包括外部監査人)が行う監査である。</p> <p>包括外部監査人は、自ら決めた特定のテーマについて、県及び財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対して監査を行う。</p> |
| 健全化判断比率等の審査 [地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項] | <p>知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか確認することによって行う。</p> <p>また、公営企業については、知事から提出される資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。</p> <p>この法律は平成 19 年 6 月に成立し、平成 19 年度決算から健全化判断比率等の審査を行っている。</p> |

令和3年度監査等執行計画

令和2年12月18日
鳥取県監査委員決定

鳥取県監査委員は、令和3年度に実施する監査（令和2年度に実施する令和2年度決算に係る定期監査を含む。）、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を次のとおり定める。

1 監査等に当たっての留意事項

鳥取県監査委員は、監査等に当たっては、「県民の視点で行うこと」、「公正に行うこと」、「現場を見ること」を心がけ、鳥取県監査基準に定めるほか、次の点に留意して実施する。

- (1) 組織ごとの目的の達成を阻害する要因（リスク）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況等を総合的に勘案し、実施する。
- (2) 業務適正化（内部統制）の取組や成果に意を払って行う。
- (3) 実地監査に当たっては、現場の意見を聞きながら、直接、施設や設備、作業内容等の状況確認に努める。

2 財務監査等執行計画

(1) 実施方針

ア 定期監査

地方自治法第199条第1項及び同条第4項の規定に基づき、県の各機関の令和2年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査を行う。

イ 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県が財政的援助等を行った団体の令和2年度の出納その他の事務の執行が、当該財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかを中心に監査を行う。

ウ 例月現金出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて毎月検査を行う。

エ 決算審査

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、県の令和2年度決算について、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が効率的に執行されているか等について審査を行う。

オ 基金運用状況審査

地方自治法第241条第5項の規定に基づき、県の定額の資金を運用する基金（鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金、鳥取県美術品取得基金）の令和2年度の運用状況について、運用状況を示す書類、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じ、合理的に運用されているか等について審査を行う。

カ 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方公共団体財政健全化法）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度の健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、正確に算定されているか等について審査を行う。

キ 業務適正化評価報告書審査

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、鳥取県業務適正化基本方針（以下「基本方針」という。）に定める「業務を適正に行う体制を確保し、効率的かつ効果的に執行する」ための取組が適切に実施され、基本方針における目的が達成されているかについて、適切に評価しているか、また評価に当たり把握していないものがないか等を審査する。

(2) 実施方法

ア 定期監査

- (ア) 監査対象機関に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を行う。実地監査を行わない場合は、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査委員が行う本監査については、原則として委員2名で行う。
- (ウ) 監査委員が行う本監査の実施に当たっては、原則として事前に事務局職員が事務監査を行うものとし、事務監査は原則として職員2名以上で行う。
- (エ) 監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

イ 財政的援助団体等監査

- (ア) 監査対象団体に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を原則とする。なお、一部の団体については、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査委員が行う本監査については、原則として委員2名で行う。
- (ウ) 監査委員が行う本監査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務監査を行うものとし、事務監査は原則として職員2名以上で行う。
- (エ) 監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

ウ 例月現金出納検査

例月現金出納検査は、原則として、検査を実施する月の前々月分を検査対象とし、5月、8月、11月及び2月は監査委員全員による検査を行う。それ以外の月は、代表監査委員が書面により検査を行う。

検査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務検査を行う。

エ 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、知事等から審査に付された決算書類等について審査を行う。なお、各機関の決算の状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行うが、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

また、基金運用状況審査は、書面により実施する。

審査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

オ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等の審査は、知事から審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。

また、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

審査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

カ 業務適正化評価報告書審査

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取、令和2年度に制度所管課が行う実地検査の内容（事務局職員が立会）、各機関における取組状況の確認を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行う。

(3) 実施時期

監査等の実施時期は次のとおりとし、対象の機関毎の実施日程は前月の10日までに定め、関係機関に通知する。なお、年間の計画は別紙1「令和3年度監査等執行計画表」のとおりとする。

ア 定期監査

令和3年3月上旬から令和3年9月上旬までの間

イ 財政的援助団体等監査

令和3年7月上旬から令和3年11月中旬までの間

ただし、地方公営企業法の適用事業に係る指定管理者については、令和3年5月上旬から令和3年6月上旬までの間

ウ 例月現金出納検査

令和3年5月上旬から令和4年2月上旬までの間

エ 決算審査

企業会計 令和3年6月下旬から令和3年8月上旬までの間

普通会計 令和3年6月下旬から令和3年9月下旬までの間

オ 基金運用状況審査

令和3年6月上旬から令和3年9月下旬までの間

カ 健全化判断比率等審査

令和3年8月下旬から令和3年9月中旬までの間

キ 業務適正化評価報告書審査

令和3年7月下旬から令和3年9月下旬までの間

(4) 定期監査及び財政的援助団体等の監査機関(団体)及び実施箇所

ア 定期監査

県のすべての機関について、実地又は書面により監査を行う。実施箇所は、別紙2「令和3年度に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

【 監査対象機関数及び監査実施機関数 】

| 区 分 | 監査対象 機関数(A) | 監査実施 機関数(B) | 左 の 内 訳 | | B/A (%) | C/B (%) |
|-------------|----------------|----------------|---------|----------|------------|------------|
| | | | 実地監査(C) | 書面監査 | | |
| 知 事 部 局 | 152(150) | 152(150) | 52(55) | 100(95) | 100 | 34 |
| 企 業 局 | 3(3) | 3(3) | 3(3) | 0(0) | 100 | 100 |
| 病 院 局 | 3(3) | 3(3) | 3(3) | 0(0) | 100 | 100 |
| 教 育 委 員 会 | 49(48) | 49(48) | 16(12) | 33(36) | 100 | 33 |
| 警 察 本 部 | 10(10) | 10(10) | 2(3) | 8(7) | 100 | 20 |
| 委 員 会 等 | 3(3) | 3(3) | 1(1) | 2(2) | 100 | 33 |
| 県 議 会 事 務 局 | 1(1) | 1(1) | 0(0) | 1(1) | 100 | 0 |
| 計 | 221(218) | 221(218) | 77(77) | 144(141) | 100 | 35 |

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 財務に関して指定管理者制度を導入している機関は、監査対象機関から除いている。

3 () は、令和2年度に実施した機関数である。

イ 財政的援助団体等監査

実施団体は原則として次の考え方にに基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して選定する。なお、実施箇所は別途定める。

(ア) 出資団体

県の出資割合が1/4以上の団体を対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、指定管理者（県が設置した公の施設を管理する団体）となっている出資団体等必要があると認める一部の団体は、2年に1回監査を行う。

(イ) 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。

また、指定管理の大半が指定管理期間（5年間）の2年目を終えたことから、令和3年度は指定管理者の監査を重点的に行うこととし、必要があると認める団体について監査を行う。

なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

(ウ) 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

(5) 定期監査の重点事項

令和3年度は、特に重点事項は定めない。ただし、必要が生じた場合には別に定める。

3 その他の監査

(1) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び同条第5項）

県の財務に関する事務の執行について、監査委員が、必要があると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(2) 公金の収納又は支払の事務に係る監査

（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項）

県の指定金融機関等の公金の収納又は支払いの事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかについて、監査委員が、必要があると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(3) 直接請求による監査（地方自治法第75条第3項）

選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(4) 議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）

県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(5) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

県の事務の執行が経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかどうかについて監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(6) 知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項又は同条第7項）

知事が、県の事務の執行及び財政的援助団体等に対する財政援助等について監査を行うよう要求したときに監査を行う。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。

(7) 住民の請求による監査

（地方自治法第242条第5項）

県民が、知事その他の執行機関又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(8) 職員の賠償責任に係る監査

(地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条)

県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品をなくしたり又は損傷したとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を行うよう要求したときに実施する。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。
があればその報告書の審査を行う。

令和3年度 監査等執行計画表

| 区分 | 3年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 4年1月 | 2月 | 3月 | |
|-------------|-------------|----|----|----|------|-----------|------|--------|------------------|--------------------|------------|-----|------|--------------|-----------|---|
| 監 査 等 | 定期 監査 | | ← | | 定期監査 | | | | ● ● ● | ◎部局長協議 | ◎知事報告・記者発表 | | | | | |
| | 決算 審査 | | | | | ← | 決算審査 | → | ◎決算審査意見書提出(企業会計) | ◎決算審査意見書提出(普通会計) | ◎決算審査特別委員会 | | | | | |
| | 業務適正 化審査 | | | | | | | ● | ● ● ● | ◎業務適正化評価報告書審査意見書提出 | | | | | | |
| | 健全化 審査 | | | | | | | | ● | ◎健全化判断比率等審査意見書提出 | | | | | | |
| | 財援監査 | | | | | | ← | 財援団体監査 | → | | | | | | | |
| | その他 | | | | | ◎例月現金出納検査 | | | ◎例月現金出納検査 | | ◎例月現金出納検査 | | | (次年度監査等執行計画) | ◎例月現金出納検査 | |
| | | ← | 議会 | → | | ← | 議会 | → | | ← | 議会 | → | | ← | 議会 | → |

45

(参考)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|---|------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事 務 監 査 | | | | | ← | 定期監査 | → | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例月現金 出納検査 | | | | | | | | | | | | | | | | |

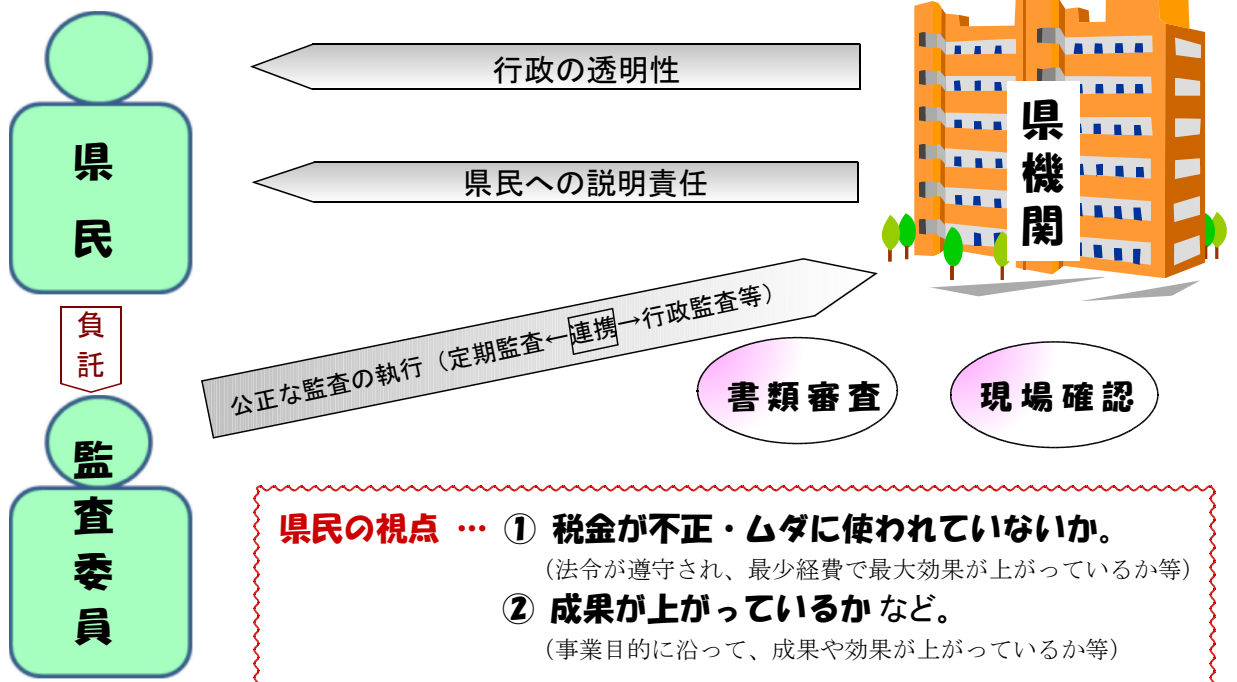
注: ●印は監査委員協議会、◎印は協議会以外を表している。

鳥取県監査委員のミッション

令和 3 年 4 月 1 日
鳥取県監査委員

監査が、「県民一人ひとりの幸せに役立っているか」を常に心に銘記し、
県民に代わり、県の行財政の事務の執行等について「**県民の視点**」でチェックする。

⇒ 行政が公正かつ適正で経済性・効率性等を確保しているかどうか、県の行財政全般について監視と点検を行い、「**県の行財政運営の質の向上**」に資することを旨とする。



— 5つの観点 —

- ① 正確性
- ② 合規性
- ③ 経済性
- ④ 効率性
- ⑤ 有効性

監査による効果

★ 牽制による抑止効果

(不正防止の意識を高揚)

★ 将来への波及効果

(改善策が講じられ再発防止)

～ 厳しいけれど信頼される監査に ～

「鳥取県監査委員のあゆみ」について

鳥取県監査委員では、毎年4月1日に小冊子「鳥取県監査委員のあゆみ」を発刊しています（初刊は平成19年4月1日発行）。

この小冊子には、概ね過去10年間の鳥取県の監査の実績を掲載しております。この小冊子によって、本県の監査委員と監査委員事務局職員が、過去の監査について正しく理解し、今後の監査事務の改善の手掛りとするとともに、県民の皆様に本県監査についての理解を深めていただければ幸いです。

令和3年度版 鳥取県監査委員のあゆみ

令和3年4月1日発行

鳥取県監査委員事務局
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271
FAX 0857-26-8173
監査第一課 TEL 0857-26-7541、7568、7948
監査第二課 TEL 0857-26-7546、7947、7954

ホームページアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>